

# 医療費助成制度のご案内

保険年金課 ☎66♦1102

下記の表に該当する方は、医療機関にかかった場合の医療費が助成されますので申請をお願いします。

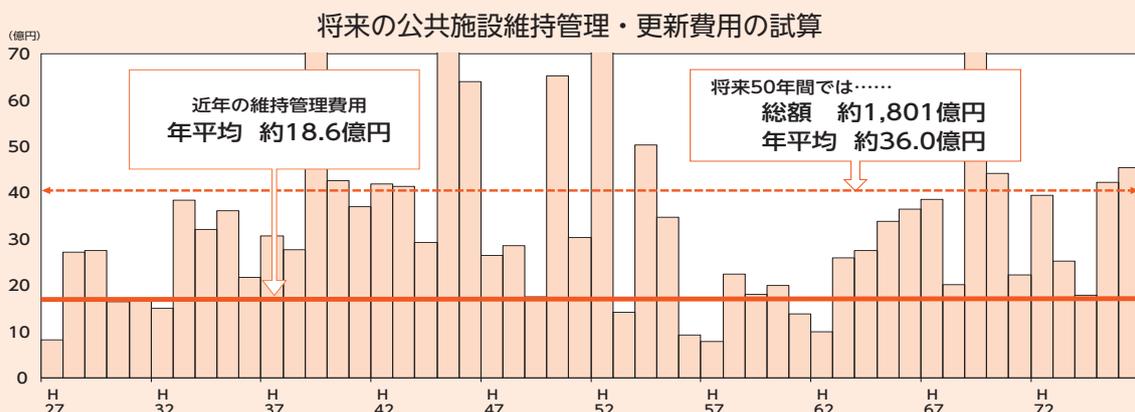
制度	対象者・助成内容	持参するもの
子ども医療	中学校卒業まで ○保険診療自己負担分	健康保険証、印かん、母子手帳(出生の場合)
心身障害者医療	身体障害者手帳1～3級、腎臓機能障害4級、進行性筋萎縮症4～6級、療育手帳A判定またはB判定、自閉症状群と診断されている方 ○保険診療自己負担分	健康保険証、印かん、身体障害者手帳または療育手帳(自閉症状群は診断書)
母子家庭等医療	18歳以下の者を扶養している配偶者のいない母または父とその子(所得制限あり) 父母のいない18歳以下の者 ※18歳になった後の最初の3月31日まで対象 ○保険診療自己負担分	健康保険証、印かん、戸籍謄本など、児童扶養手当証書、前年の所得が確認できる書類
精神障害者医療	自立支援医療受給者証(精神通院)の交付を受けている方 ○自立支援医療を受給している精神科の通院費の自己負担分(1割)	健康保険証、印かん、自立支援医療受給者証(精神通院)
	精神障害者保健福祉手帳1級または2級の方 ○保険診療自己負担分(平成26年3月以前の診療分で、精神病床以外の入通院は、自己負担分の2分の1)	健康保険証、印かん、精神障害者保健福祉手帳
後期高齢者福祉医療	後期高齢者医療加入者で、障害者・母子家庭等医療の受給資格に該当の方、および精神障害者保健福祉手帳1級または2級の方、寝たきりまたは認知症で市民税非課税世帯の方(認定要件あり)、独り暮らしで市民税非課税の方(認定要件あり)。聞き取り調査を行います ○保険診療自己負担分	<ul style="list-style-type: none"> <li>・後期高齢者医療被保険者証</li> <li>・印かん</li> <li>・障害者手帳(該当者のみ)</li> </ul>

※市外にある病院・施設などに入所した方も、原則蒲郡市での対象者です。また、市内の施設などに市外から転入して入所された方の場合、原則前住所地の対象者です。

## 考える・公共施設③ ～建物の維持費～

財務課 ☎66♦1158

市は現在約37万平方メートルの公共施設を保有し、維持管理や更新などの費用には、過去6ヵ年度の年費用を平均すると約18.6億円かかっています。将来、現在の施設を耐用年数60年ごとに更新したときの費用を試算すると、ほとんどの年で近年の平均年費用を超えてしまいます。50年間では約1800億円、年平均36億円で、近年の維持管理費の約2倍となり、毎年約18億円不足となります。維持・更新費が将来の大きな負担とならないように、公共施設のあり方を考えていかなければなりません。



公共施設のあり方に関するアンケートを抽出郵送で実施します。届いた方はご協力お願いいたします。